

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	ケミコ株式会社 代表取締役 内海 東吾
【住所又は本店所在地】	大阪市西淀川区姫島三丁目1番47号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和5年9月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ロックペイント株式会社
証券コード	4621
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ケミコ株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西淀川区姫島三丁目1番47号
事務上の連絡先及び担当者名	ロックペイント株式会社 経理部 岩崎 茂
電話番号	06-6473-1567

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	内海 東吾
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	ロックペイント株式会社 経理部 岩崎 茂
電話番号	06-6473-1567

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	辻不動産株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西淀川区姫島三丁目1番47号
事務上の連絡先及び担当者名	ロックペイント株式会社 経理部 岩崎 茂
電話番号	06-6473-1567

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ロック商事株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西淀川区姫島三丁目1番47号
事務上の連絡先及び担当者名	ロックペイント株式会社 経理部 岩崎 茂
電話番号	06-6473-1567

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ピーアイエー株式会社

住所又は本店所在地	大阪市西淀川区姫島三丁目8番1号
事務上の連絡先及び担当者名	ロックペイント株式会社 経理部 岩崎 茂
電話番号	06-6473-1567

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 5
訂正される報告書の報告義務発生日	令和5年8月8日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】****3【提出者（大量保有者）/ 3】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

本不応募合意株主は公開買付者との間で、令和5年8月8日付で以下の合意を行っております。

（ア）本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

（イ）発行者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、発行者の株主を本不応募合意株主及び公開買付者のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む発行者の臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、不応募合意株主は、本不応募合意株式にかかる議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

（ウ）貸株に関する合意

本不応募合意株主は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する発行者株式の数のうち最も少ない数以上の発行者株式を所有する発行者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の要請があった場合には、他の本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料等の条件は未定です。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者3は、平成13年9月10日付で、株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）に対する有価証券担保差入証に基づき、提出者3が所有する発行者株式1,000,000株を目的として、担保権を設定しております。

本不応募合意株主は公開買付者との間で、令和5年8月8日付で以下の合意を行っております。

（ア）本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

（イ）発行者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、発行者の株主を本不応募合意株主及び公開買付者のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む発行者の臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、不応募合意株主は、本不応募合意株式にかかる議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

（ウ）貸株に関する合意

本不応募合意株主は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する発行者株式の数のうち最も少ない数以上の発行者株式を所有する発行者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の要請があった場合には、他の本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料等の条件は未定です。